

一者応札・一者応募に係る改善方策について

平成21年6月

放送大学学園

放送大学学園では、競争性のない随意契約を行っていたものについて一般競争入札等の競争性のある契約方式へ移行しているところである。

一方で、一般競争入札や企画競争を実施した結果、一者応札・一者応募となる事例が見受けられる。その原因は明確ではないが、業務内容が特殊であったり、業者側の事情に起因することが考えられることから、発注者側においても、その原因分析を行い、その改善に努めることとする。

1. 一者応札・一者応募となった契約の原因分析

- (1) 業務内容が特殊であると考えられるもの
- (2) 参加資格要件が高く設定していたと考えられるもの
- (3) 入札準備期間が十分確保されていなかったと考えられるもの
- (4) 業務開始日までの期間が十分確保されていなかったと考えられるもの

2. 改善方策

- (1) 発注仕様書の策定にあたっては、業務内容を具体的に示すとともに、必要最小限の要件を付すように努める
- (2) 特殊な業務についての入札公告期間は、法令等で定められた期間以上を確保するように努める
- (3) 業務開始日までの期間は、その業務を行うための準備等期間を十分に確保することが可能な入札日等の設定を行うように努める